

宇部市水道局事務引継規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第八号

(目的)

第一条 事務を明確に引継いで、その職責を忠実に果たすため、水道局職員(以下「職員」という。)の事務引継は、この規程によってなされなければならない。

(引継の当事者)

第二条 事務引継は、本人双方立会のうえなされなければならない。ただし、後任者が、第四条の期間内に決定されない場合は、あらかじめ定められた職務代理の順序によるものとし、その定めがないときは、上司の指示に従って引継がねばならない。

第三条 前条ただし書の引継代理者は、後任者が決定したときは、直ちにその事務を引継がねばならない。

2 後任者の決定前に、前条の代理者の更迭があったときは、次順位の職務代理者又は上司の指示する者に、その事務を引継がねばならない。

(引継の期間)

第四条 事務引継の期間は、次の各号に定めるところによる。

- 一 副局長及び局次長は、十日以内
- 二 課長等及び副課長等は、七日以内
- 三 係長等以下の職員は、五日以内

(引継書)

第五条 事務引継書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 書類、帳簿及び備品目録
- 二 処分了又は未着手の事項
- 三 将来企画すべき事項

2 前項第二号及び第三号については、その順序及び方法並びにこれについての意見を記載しなければならない。

第六条 第四条第三号の職員については、所属長において軽易であつて事務引継書の調製を省略しても差支えないと認められるものについては、これを省略し、口答によることができる。

第七条 事務引継書には、引継の年月日を記載し、引継ぐ者及びこれを受ける者が連署しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。
(宇部市上下水道局事務引継規定規程の廃止)
- 2 宇部市上下水道局事務引継規程(平成二十九年管理規程第十号)は、廃止する。